

議案第152号

大阪市高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金条例を廃止する
条例案

大阪市高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金条例（昭和47年大阪市条例第53号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に貸付けを行っている資金については、なお従前の例による。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金を廃止するため、条例を廃止する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金条例

(設 置)

第1条 高齢者及び重度の身体障害者のための専用居室、便所、浴室その他高齢者及び重度の身体障害者の日常生活上必要と認められる住宅設備（以下「居室等」という。）の整備に必要な資金を貸し付けるため、高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,000,000,000円以内とする。

(運用方法)

第3条 基金に属する資金は、金融機関に貸付準備資金として預託することができる。

(貸付対象)

第4条 資金は、次に掲げる者で、本市の区域内に住所を有し、かつ、居室等を必要とし、自力でその整備を行うことが困難なものに貸し付けるものとする。

- (1) 60歳以上の親族である高齢者と同居する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者のうち、その身体の障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (3) 前号に掲げる者（本市の区域内に住所を有する者に限る。）

(貸付限度)

第5条 資金の貸付額は、1世帯5,000,000円以内とする。

(貸付利率)

第6条 貸付金の利率は、年3パーセント以内とする。

(利息の減免等)

第7条 市長が特別の事由があると認めるときは、貸付利息を減免し、又はその支払を猶予することがある。

(償還期限)

第8条 貸付金の償還期限は、10年以内とする。

(施行の細目)

第9条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年11月1日から施行する。